

仕事までの3ステップ

- STEP 1 まずは登録  
STEP 2 調査があるときに市から連絡  
STEP 3 都合に合わせて調査活動

※ある程度自分のペースで活動でき、主婦や定年退職した人なども多数登録しています。

**業務内容** 調査対象の事業所や世帯を訪問し、調査の説明・調査票の配布・回収など(約2カ月間)

- 登録要件**
- 市在住の満20～70歳で心身ともに健康
  - 統計調査を理解し、熱意と責任を持って調査事務を遂行できる
  - 守秘義務を遵守できる
  - 税務・選挙・警察に直接関係がない
  - 暴力団員など反社会勢力に属していない

**報酬** 約2～5万円/1調査  
※調査の種類・件数などにより異なります。

**調査員の身分** 国や県が任命する非常勤公務員

スキマ時間に頑張ってみよう♪

経験・性別不問

空き時間を有効活用

# 国の統計調査を行う 統計調査員 を募集します



☎ 企画課 ☎53-9180

今後の主な統計調査

実施年度	調査期日	調査名
令和5	10月1日	住宅・土地統計調査
令和6	10～11月	全国家計構造調査
	2月1日	農林業センサス
令和7	10月1日	国勢調査
令和8	6月1日	経済センサス

1月25日に開催された熊本県統計功労者表彰式で、田端公美さん(44)が熊本県知事表彰、坂口正一さん(74)、川島毅さん(71)が熊本県統計協会会長表彰を受けました。表彰を受けた川島さんは今まで従事した調査を振り返り「調査世帯からの協力を得るのが難しい時は苦労することもあります。いろいろな人と接するので、良い人生勉強になります。」と話しました。



市長に表彰されたことを報告した坂口さん(中央)と川島さん(右)

**表彰**  
長年の功績が認められました

**償却資産とは**  
会社や個人が事業を営むために所有する資産。

事業で使うなら

ここにあるもの  
固定資産税の

## 償却資産の対象です

※要件を満たすと、該当しない場合があります。

確定申告とは別に申告が必要

事業をしている全ての方が「償却資産」の申告対象です

固定資産税 固定資産にかかる税金

土地	家屋	償却資産
住宅地や田んぼなど	住宅や店舗など	工場の機械や会社の備品など

申告が必要

Q いつから償却資産は固定資産税として課税されることになったの？

昭和25年に土地・家屋と同じく固定資産税の課税対象となっています。

Q 毎年、確定申告しているけど、固定資産税の償却資産の申告は必要なの？

事業を行う全ての方は、確定申告とは別に申告が必要です。資産がない場合も、「申告資産なし」と申告してください。  
※資産を他人が借りて、事業で使用している場合、貸し主の申告が必要です。

Q 固定資産税の償却資産の申告はいつまでにすればいいの？

毎年、1月1日時点の所有資産を1月31日までに資産のある市町村に申告することが義務付けられています。

宇城市では、2月1日以降も申告を受け付けています。

申告が済んでいない人は、窓口・郵送での申告をお願いします。



問い合わせ・申告先  
税務課 ☎32-1487

申告書など詳しくはこちら



償却資産 Q & A